

【営業時間短縮要請への協力割合(4月20日から4月27日まで)】

埼玉県には、令和3年4月20日から8月1日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されました。

県では、重点措置を講じるべき区域（以下、措置区域）内の飲食店に対しては午後8時まで、措置区域以外の飲食店に対しては午後9時までの営業時間短縮の要請を行いました。

4月20日から4月27日までは、さいたま市及び川口市を措置区域としました。

県が調査した営業時間短縮要請への協力状況の結果は、次のとおりです。

	さいたま市・川口市 (～20時00分)			その他の地域 (～21時00分)		
	確認 店舗数	営業 店舗数	協力率	確認 店舗数	営業 店舗数	協力率
4月20日 (火曜日)	908	42	95.4%	434	31	92.9%
4月21日 (水曜日)	701	51	92.7%	450	35	92.2%
4月22日 (木曜日)	700	6	99.1%	573	32	94.4%
4月23日 (金曜日)	753	21	97.2%	423	17	96.0%
4月24日 (土曜日)	111	4	96.4%	1,269	64	95.0%
4月25日 (日曜日)	436	1	99.8%	983	29	97.0%
4月26日 (月曜日)	704	5	99.3%	704	14	98.0%
4月27日 (火曜日)	444	5	98.9%	986	19	98.1%